

区政への主な意見と回答 令和6年3月分

3月にみなさまから寄せられた区政へのご意見・ご要望は51件でした。

そのうち、主なものを掲載します。

内容から個人が特定されるようなものは除いてあります。

※区からの回答は当時のものであるため、現在とは異なる場合があります。

お問い合わせ 区政相談課 電話 03-3312-2111 (代表)

1 杉並区馬橋公園新管理棟建築工事における自宅の被害 令和6年3月4日受付

Q 2019年に杉並区が行った「馬橋公園拡張工事」中に、自宅において被害が発生し、損害賠償請求をしましたが、それに対し、区および工事を施工した業者はあいまいな返答しかせず、その要求に応えることはありませんでした。(2024年現在、未だ解決を見ていない)

その状況を知って、近隣5軒の住民が話し合いました。「工事は2023年に再開し、今度は公園拡張工事が行われる。前回の工事で生じた被害が、自分たちにも起こり得る。そのようなことはあってはならないし、被害が生じた場合は、区に相応の補償をしてもらいたい」として、杉並区議会に「陳情書」を提出しました。(2023年3月15日受理された)

工事責任者である杉並区が、馬橋公園解体工事および公園拡張工事によって生じた家屋の被害の加害者であることを認め、責任を持って原状復帰に要する68箇所の補修費用をお支払いください。

A はじめに、令和元年度に行った“国家公務員宿舎の解体工事”および、現在行っている“馬橋公園の拡張整備工事（新管理棟建築工事・新災害備蓄倉庫建築工事を含む）”では、隣接の皆さまにご迷惑をおかけしており、誠に申し訳ありません。

現在行っている“拡張整備工事”については、安全第一とともに令和6年3月末の完了に向けて工事を進めていきますので、何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

また、令和元年度に行った“国家公務員宿舎の解体工事”の際は、工事前と工事後に専門的な知見を有する調査会社が家屋調査を行っており、区としては、調査報告に基づく検証結果から工事に起因する損傷は確認されなかったことをご説明しています。

今回の“拡張整備工事”においては、隣接家屋に影響を及ぼさないよう細心の注意を払って工事を進めるとともに、工事による家屋への影響を詳細に把握するため、工事前と工事後に加え、工事に行う既存コンクリート擁壁の撤去前と撤去後の計4回にわたり調査

会社による家屋調査を行うこととしています。

現在3回目(既存コンクリート擁壁の撤去後)の家屋調査を行ったところであり、今後、全ての工事が完了した後に最後となる4回目の家屋調査を行う予定です。

そのため、全ての家屋調査が終了した後、調査報告を踏まえた検証を行う予定であり、工事に起因する損傷の有無についての判断もその際に行いますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

担当 みどり公園課

2 図書館の利用時間について 令和6年3月4日受付

Q テスト前の勉強や日々の自主学習のために宮前図書館を頻繁に利用しています。学校も部活動も日曜日には何も無いことが多いので、たくさん自習をしたいのですが、日曜日は17時までしか空いていません。家だとどうしても集中できないので、できるだけ図書館で勉強がしたいです。そのため、宮前図書館の日曜日の営業時間を平日同様20時までに延長していただきたいです。

A 杉並区立図書館の開館時間は、月曜から土曜は午前9時から午後8時まで、日曜祝日は午後5時までを基本として運営しています。ただし、永福図書館と今川図書館については、併設施設の運営に合わせて開館時間を長くしています。

図書館の運営時間は、人員の手配や経費などを総合的に考えたうえで設定していることから、現時点においては、現行の時間を変更することは非常に難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。

頂いたご意見は、今後の図書館運営における貴重なご意見として参考にさせていただきます。

今後も職員一同、杉並区立図書館をより良い図書館にするために努力してまいります。

担当 杉並区立中央図書館

3 バasketボールの設置の希望 令和6年3月5日受付

Q 僕は、Basketボールが大好きで、学校のミニBasketボール教室に入っていて友達と一緒にBasketボールで楽しく遊んでいます。

しかし、残念なことに僕の家近くの公園にはBasketボールがありません。も

し、公園にバスケットゴールがあれば、多くの友達と集まってバスケットボールをいつでも楽しむことができます。新しい友達もできるかもしれません。

ぜひ、公園にバスケットゴールを作ってください。

A 公園は、子どもから大人まで、たくさんの年齢層の方々が、遊んだり、ひと休みするなど様々な目的でご利用いただいています。杉並区は住宅に囲まれた小さな公園が多く、公園の近くにお住まいの方に対し、音への十分な気づかいが必要なことに加え、公園に来られた方にボールが当たるなどの事故を避けるため、ボールを使った遊びや運動は球戯場で行うというルールにしています。

公園の使い方については、バスケットボールをしたい、スケートボードをしたいなど、いろいろなお意見をいただいています。

区としても、公園を利用する皆さんののびのびと遊べるよう、公園に設置する遊具の見直しを進めています。また、ボールの利用をはじめとした公園利用ルールについても見直しをしているところです。

担当 みどり公園課

4 犬のリードの件について 令和6年3月5日受付

Q 近所で飼い犬にリードをせず、自宅の前面道路で放し飼いにしている家があります。車が轆きそうになったり、小さな子供に近づいているのを見たことがあります。子供や老人にかみついて怪我をしてからでは遅いので、せめて杉並区の全掲示板にリードをつける等の注意喚起のポスターを貼ってほしいです。

A 杉並区では、犬の放し飼い禁止を呼びかける啓発プレートを作成し、杉並保健所や保健センター等の窓口で配布しています。区内の全掲示板への設置は困難ですが、ご希望の方には無料でお渡ししていますので、設置をご検討の場合は、お手数ですが下記担当までご連絡ください。

また、犬を放し飼いにして逸走させる飼い主や、リードをせずに犬を散歩させている飼い主が特定できる場合には、注意喚起を実施しています。下記担当まで詳細をお寄せいただけましたら対応させていただきます。

担当 生活衛生課

5 学童クラブ運営に対する不満 令和6年3月5日受付

Q 学童クラブ不足への対応が、完全に置き去りになっています。学童保育と放課後の居場所事業は全く質の異なるものであり、居場所事業ではなく、学童保育の充実を図るべきであることを理解するべきだと思います。

現在の杉並の学童クラブの受け入れ人数を10名増やしたとしても、まったく窮屈ではなく、部屋でボール遊びをするわけでもないのに、安全性の確保という免罪符を使ったただの怠慢だと思います。令和6年度4月からの受け入れ人数の拡大と再考を直ちにお願いします。

A 杉並区では、各小学校区に1所以上の区立学童クラブを設置しています。現在、増加傾向にある学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの整備・充実を区の計画上、重点的な事業と位置付けて、学校改築等に合わせた整備や、利用可能な教室、敷地の一部など学校内施設の活用を基本としつつ、既存の学童クラブにおいても、拡張可能な学童クラブについては、受入枠の拡大に取り組んでいます。

一方、小学校によっては、児童が年々増加している中であって、教室など小学校施設に余裕は見出せず、対策を即時に実施することが難しい状況があります。

なお、杉並区の学童クラブでは、国の基準に則り、区の条例等で児童1人あたりの必要面積を定め、育成室の面積によって受入れの定員を設定していますが、実際の受入数は出席率を勘案して定員を超えた受入れを行っています。

今後も引き続き検討を進め、一刻も早く学童クラブの待機児童解消を図り、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる放課後等の居場所を構築していきたいと考えています。

担当 学童クラブ整備担当課

6 杉並区の教育行政の改革の推進について 令和6年3月11日受付

Q 「対話による区政」を推進していただき、「区民による区民のための区政」が着実に確立されようとしています。また、「子どもの権利に関する条例(仮称)」の制定に向けた取り組みなど様々な施策を実現してください。

私は、杉並区在住の小・中・高生、約2600名超の不登校・不登校傾向の子どもたちとその保護者・家族の願いを実現すべく、2月26日の文教委員会において、「6請願 第1号」「学びの多様化学校(不登校特例校)の開校」及び「子どもの心の居場所の充実」に関する請願について説明する機会をいただきました。これらの案件については、これまでも

議会でも度々取り上げられています。教育委員会の答弁は、従来の施策の説明と見通しの見えない曖昧な内容となっています。子供たちは、学びの権利を保障されることなく卒業していきます。不登校・不登校傾向の子どもたちは、増加の一途をたどっています。一刻も早い対応をお願いします。

一方、区内の公立学校での不祥事が頻発しています。学校(経営責任者の校長)及び教育委員会の危機意識の欠如に起因するものです。このままでは、区民の信頼を取り戻せません。この危機を乗り越えるには、本区の教育行政の大々的な改革を進める必要があります。

A 不登校は、その時期が、児童・生徒にとって自分自身を見つめ直す意味をもつ一方、ご指摘のとおり、学業の遅れや人とのかかわりの欠如など、社会的自立のへ不利益を被る可能性があります。そのため、教育委員会では、令和6年度は、校内別室指導のボランティア予算を拡充するとともに、区費スクールカウンセラーを児童・生徒数の多い学校を中心に20校配置するなど、不登校施策の推進に努めています。

しかし、学びの多様化学校の設置については、解決する課題が複数あり、明確な開設時期を決定できていない状況です。できるだけ早い開設に向けて、検討を重ねているところです。

また、本年度は、教育委員会内で様々な不適切な事案が明らかとなり、教育行政に対する不信感が増大してしまったと認識しています。今後、教育委員会は、区長部局とともに、組織再編も含めた改革に早急に取り組み、組織風土の刷新を図り、区民の皆様の信頼回復に努めていきます。

区民の皆様から信頼される教育行政を目指し、喫緊の教育課題の解決に向けて、危機意識をもって取り組むとともに、学校の課題や状況に応じた指導・支援に努めていきます。

担当 庶務課/杉並区立済美教育センター

7 第二桃園川幹線工事に関して 令和6年3月11日受付

Q 第二桃園川幹線工事は、確かに水害対策としては必要な事業ですが、その際に地域住民への説明・周知があまりにも不足していると感じています。説明会は、いくら東京都の案件だったとしても区役所の窓口がなく、区役所の方がどなたも説明会にいないこと、事前に十分な内容説明もないまま工事が着々と進んでいることなど、この工事にはその先大きなトラブルがおこるようには感じられません。

まだまだ工事予定地の近くには、木造家屋が多くあります。地震では、マンションでも揺れるのですから、振動が微動でもあれば人は感知しなくても地盤には間違いなく振動は伝わり、その振動が建物の基礎に影響しないとはいいがたいと素人ではありますが思

っています。

今一度、この工事に関しては対象地域住民への細かな周知をしてください。長く住みたい街だからこそ、長く住んでいるまちだからこそ、住民が安心して暮らせるよう舵をお取りいただきたくお願い申し上げます。

A 現在、東京都下水道局では、杉並区や中野区内での浸水被害を軽減するため、第二桃園川幹線の整備を進めており、下流側の第二期整備に関する工事説明会を3月7日と10日に2回開催しました。

区内での大規模な下水道幹線の整備工事となりますので、本説明会には、区の職員が2日間とも出席していますが、説明などを行う立場にはありませんので、会場では、区民のみなさまのご意見等の把握に努めていました。

地域住民への説明や周知が不足している点とご指摘いただいた内容（事前に十分な内容説明がないまま工事が着々と進んでいること、大久保通り周辺は地盤が弱く水が湧き出やすいこと、地下の工事による建物への影響や補償、家屋調査の必要性や家屋調査後の個人情報取り扱い、調査会社の実績、工事への不安など）については、地域住民に寄り添った丁寧な対応や、工事のルートや付随する調査内容についての細かな周知を都下水道局へ求めていきます。

担当 土木計画課

8 駐輪場について 令和6年3月11日受付

A いつも西永福駅前駐輪場を利用しています。1日利用の料金が100円と大変安く、ありがたく利用させていただいています。

しかし、支払い方法が現金のみなのが、普段キャッシュレス決済しか利用しない者からすると、駐輪場のためにだけ現金を用意しなければならないのが少し不便に感じます。今の時代現金を使わない人はかなりいるはずです。交通系ICカードくらいは利用できるように導入の検討をお願いします。

すでに検討されていて、導入しないということを決定していたようであれば、その理由を聞きたいです。

Q 区立自転車駐車場では現金のみの取扱いとなっており、ご不便をおかけしています。

キャッシュレス化を望むご要望は他にも区に寄せられており、区としては喫緊の課題であると認識しています。

そのため、区では今年2月に杉並区自転車活用推進計画を策定し、区立自転車駐車場に

おける使用料の支払い方法（キャッシュレス化）を含め、管理・運営の見直しについて検討を進めているところです。具体的な導入時期については未定ですが、利用者の皆さまの利便性の向上に努めていきます。

担当 土木管理課

9 弓ヶ浜クラブ廃止後の対応 令和6年3月12日受付

Q 伊豆は風光明媚なところで、東京からも近く、リフレッシュするのに最適な場所の1つです。「弓ヶ浜クラブ」が廃止されることになりましたが、その後に関心があります。

もし施設の老朽化が廃止の原因ならば、経費を余りかけることなく、建て替えを、施設の利用率が低いことが原因なら、利用率を高める工夫なり、取り組みをお願いします。

区民がゆっくりしたいと思う時に気軽に行ける施設があることは大事なことだと思います。

A 弓ヶ浜クラブは昭和55年4月に、区立小学校の移動教室事業を実施するための校外施設「弓ヶ浜学園」として開設し、移動教室実施期間以外の期間は一般利用として、区民の皆様には保養の機会を提供してきました。

平成14年度に運営を直営から民営化に切り替えた後は、運営事業者の工夫により、民間宿泊予約サイトへの掲載、団体利用への営業活動、現地の観光協会との連携などの集客の拡大や特別料理メニューの提供、冬季割引プランの導入などのサービスの向上に努めてきました。

しかしながら、区民利用者数はピーク時の平成15年度と比べ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響をおおむね受けていない令和元年度においても半減し、平成29年度以降は営業利益を計上できていない状況が続いていました。

こうした状況を踏まえ、「区政経営改革推進計画」に基づき、令和3年度から庁内検討組織で弓ヶ浜クラブのあり方について検討を進める中で、利用者の約6割を占める小学校の移動教室事業において、児童数の増加に伴い利用できなくなる学校が生じることに加え、施設への移動に4時間以上を要するため、現行の宿泊数では活動時間が短く、体験プログラムの内容が制限される課題があることから、教育委員会において教育的観点から令和5年度末で弓ヶ浜クラブでの移動教室事業を終了することとなりました。

その後、複数の事業者にも、移動教室事業での利用がない中で、施設を運営できる可能性をヒアリングしましたが、いずれの事業者からも困難であるとの回答を受けました。これに加え、今後10年間で、施設維持のための大規模修繕により約4億円の経費が想定されたこと等から、区民へのアンケート調査を経て、令和5年度末をもって弓ヶ浜クラブを廃

止し、廃止後の建物及びその敷地については、地元自治体である南伊豆町の意向を確認した上で、賃貸借による活用や売却など、最も有効な財産活用策を図る方針を固め、令和5年1月に「民営化宿泊施設あり方検討最終報告」（以下「最終報告」という。）にまとめたところです。

この最終報告に基づき、この間、廃止後の建物及びその敷地（以下「建物等」という。）の最も有効な活用策を検討してまいりました。地元自治体である南伊豆町には建物等を活用する意向はなく、また、複数の事業者にヒアリングをしたところ、売却や賃貸借等の様々な活用策の可能性を確認することができました。その上で、建物等の不動産鑑定評価額は約4千6百万円であることや建物の解体には約3億円の経費が想定されることなど、区の財政面も含めて総合的に判断し、令和5年12月に、弓ヶ浜クラブについては、建物付きで売却する方針を決定したところです。

なお、保養施設につきましては、ユニファーいわびつや湯の里「杉菜」（協定旅館）のほか、北塩原村との「まるごと保養地協定」・青梅市との「交流に関する協定」施設をご利用いただけます。

民営化宿泊施設のあり方検討報告及び区の保養施設のご案内は、以下の URL からご覧ください。（区ホームページ：ページ番号検索も可能です）。

○民営化宿泊施設（富士学園及び弓ヶ浜クラブ）あり方検討 最終報告（ページ番号：1086759）

https://www.city.suginami.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/086/759/report_2.pdf

○保養施設・宿泊施設のご案内（ページ番号：1004396）

<https://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/bunka/hoyou/index.html>

担当 企画課／区民生活部管理課／文化・交流課

10 工事中の公園トイレ設備数について 令和6年3月14日受付

Q ほぼ完成に近い富士見北公園のお手洗いは1つしかないようで、災害時や日常時でも不便ではないかと不安に感じています。

また、この公園前には素晴らしい老木があり、小学校低学年から見つめて通学していましたが、伐採しなくてはならない理由があったのでしょうか。もったいなく、寂しかったです。色々な計画や利便性も必要性かと思いますが、自然の美しさも人の心の癒しに繋がると感じます。

A 富士見丘北公園の拡張整備にあたっては、令和3年度に地域住民の皆様を交えてワークショップ（話し合いの場）を計4回開催し、参加された皆様とともに整備計画を検討してきました。

トイレについては、ワークショップでのご意見や、すでに老朽化していたことを踏まえ、今回の拡張整備に合わせて建て替えを行ったものであり、トイレの数や規模は、他の同規模の区立公園を参考に決めています。

また、既存樹木については、できるだけ残せるよう移植も含め検討を行い、既存公園内にある大径木のうち3本を残すこととしました。

しかし、公園東側の松の木は、建築基準法第42条第2項の規定による道路後退（道路の拡幅部）および敷地内歩道を設け、歩行者が安全に歩ける空間の確保が必要であることから残置ができず、保育園内の樹木については、樹木の大きさや樹形、樹木の健全の程度、移植に必要な掘り取りスペース等の問題から移植が難しい状況であったため、やむを得ず伐採することとなりました。

お寄せいただきましたご意見については、今後のより良い公園づくりの参考にさせていただきます。

担当 みどり公園課

11 タバコのルールについて 令和6年3月15日受付

Q 杉並区は、区内全域歩きタバコ・ポイ捨て禁止となっていますが、西永福駅周辺では、歩きタバコ、自転車に乗りながらの喫煙、マンションの軒先での喫煙が多発しています。重点地域だけではなく、区内全域で罰則をし、過料をして、見回りを強化することはできないのでしょうか。

また、そのことについて議論をしていただくことは可能でしょうか。1日取り締まるのが難しいのであれば、子供が登下校をする時間に限るなど工夫をしていただければと思います。

少子化で、子供はますます弱い立場になります。ぜひ、杉並区が、子供が住みやすい区になるようにお願いします。

A 区では、「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」により、区内全域で歩きタバコ・ポイ捨てを禁止しています。

また、人通りの激しい商店街や駅周辺などの地域を、商店会や町会・自治会、警察等と議論と検討を重ね、現在6地域を路上禁煙地区に指定しています。

こうした喫煙マナーを遵守していただくために、区職員による巡回指導に加え、警備会

社等との委託契約により、原則、月曜日から土曜日の早朝から夕方以降まで、巡回指導を行っています。区内全域を限られた人員で対応していますので、目が行き届かず、誠に申し訳ありません。

西永福駅周辺でマナー違反者が目立つとのこと指摘ですので、可能な範囲で、見回りを強化させていただきます。違反者は通勤時の歩きタバコを等、常習性を伴うことが多いため、違反者を見かけた具体的な場所や時間帯等をお知らせ頂ければ、重点的に対応いたします。

登下校時の時間帯の指導強化につきましても、学校数が多い中、限られた指導員で対応しますので、違反者を目にした具体的な通学路の場所や時間をご指摘いただければ、大変助かります。

担当 環境課

12 不登校児への対応について 令和6年3月18日受付

Q 現在、不登校の子どもがいる保護者です。学校（担任、SC）、教育センター、SSW、適応指導教室、児童発達相談係とも繋がっておりますが、それぞれで面談を行い、同じ説明をしたり、書類の記入、検査結果等の提出をしなければならず、とても苦勞を感じています。

保護者が話を聞いてもらうことで情報の整理ができることは事実ですが、その情報が部署ごとに全く共有されておらず、それぞれの部署で断片的なことしか対応いただけていない印象です。そのため、子どもへの支援はなかなか受けることができていないのが現状です。

これだけの機関に相談して助けを求めてもSSWによる直接的な介入には該当しないとの判断で、今後親としてどのように動いていけば良いのか分からなくなってしまいました。

もう少し不登校の子どもにとっても保護者にとっても利用しやすいような教育・福祉サービスになることを願っています。

これだけ不登校児が増えている現在、学びの多様化学校の設立を早急に希望します。

A 関係機関間での情報の共有につきましては、相談者ご本人のご希望により、情報を共有することはありますが、原則的には、各部署内での共有に留め、個人情報の取扱いを慎重に行っています。今後は、各相談者のご意向を確認しながら、各関係機関との情報共有が今よりも密にできるよう取り組んでいきます。当課の支援機関であるさざんかステップアップ教室（適応指導教室）、スクールソーシャルワーカー（以降、SSWと表記）とは、

同じ部署内ですので情報を共有していますが、支援に当たる職員が、適切な支援を行うために同様のご質問をする場合もあります。

S S Wの支援については、複数の支援機関につながっている状況の整理を行うことを最優先と考え対応させていただきました。その上で、お子様にとってどのような支援が必要かを一緒に考えていきます。

また、学びの多様化学校の設置については、解決する課題が複数あり、明確な開設時期を決定できていない状況です。教育委員会としても、できるだけ早い開設に向けて、検討を重ねているところです。

教育委員会としては、不登校児童・生徒の増加を受け、令和6年度は、校内の別室で支援に当たるボランティアの予算を拡充するとともに、区の予算でスクールカウンセラーを児童・生徒数の多い学校を中心に新たに20校配置するなど、学校内外の不登校支援の充実に努めていきます。

担当 杉並区立済美教育センター

13 広報すぎなみについて 令和6年3月19日受付

Q 最近の若い世代は、ニュースをスマホやパソコン経由で見ることが多く、新聞購読をしていない場合が多いです。区政の内容、区民に役立つ情報・活動の紹介があるのを知ることが出来ない状況にあります。

重要な情報が載っているものは各戸配布されますが、通常は各戸配布されていません。ぜひ、「広報すぎなみ」を全て各戸配布されることを要望します。

A 広報すぎなみについては、新聞折込のほか、区施設、区内各駅、コンビニエンスストア（一部の店舗を除く）などの広報スタンドでも配布しています。さらに、入手が困難な方には、ご希望により個別配布も行っています。

また、情報媒体の多様化に伴い、区ホームページやSNSからも区政情報を入手できる環境を整えています。このようなことから、現時点では、全ての発行号を全戸配布する予定はありません。

しかし、区政情報を広く区民の方にお知らせする必要から、令和6年度は全戸配布回数が増も視野に対応していきます。

担当 広報課

14 高円寺イマジナスについて 令和6年3月22日受付

Q 高円寺のサイエンスラボ・イマジナスは楽しみにしていて、何度か訪れています。旧杉並区科学館の後を継ぐ施設かと思っていたのですが、指定管理者でもなく、単に旧杉4小学校の空き地に入った民間企業と知りました。

有料のイベントや販売もあり、ホームページの作り方も科学館の後継と思わせるので、区とは関係のない民間施設であることを明確にして、施設の入り口に掲示してください。

A この度は、イマジナスにご来場いただき、誠にありがとうございます。何度も足を運んでくださったとのことで、いつ来ても新たな発見が得られる場として開設を進めてきましたので、大変うれしく思います。

イマジナスは、区が建物等を民間事業者へ貸し付け、同事業者が独自に運営を行う施設ですが、区では、科学に興味・関心を持つ方々のすそ野が広がる施設となるよう、事業者と協議・調整を行うなどの側面支援を行っています。イマジナスと区の関わりが分かりにくいのご意見につきましては、ホームページ等で分かりやすく表記するなど、改善していきます。

区としては、今後とも、区民の皆さまが気軽に科学に親しむことができる施設となるよう、事業者と協議を進めていきます。本年4月からは、区民割引の導入も予定していますので、ぜひ、ご活用ください。

担当 生涯学習推進課

15 なみすけのゴミ出し達人について 令和6年3月22日受付

Q 新しい「ごみ・資源の収集カレンダー 分け方・出し方」が届きました。今まで通りの壁かけ式のカレンダータイプの方が普通にカレンダーとしても使えるし、パッと見て判断できます。冊子は情報が多すぎです。カレンダータイプに戻してください。不便に作り替えはしないでください。

A これまでの「ごみ・資源の収集カレンダー 分け方・出し方」は、平成21年度版から全戸配布を行い、これまで同じ様式で作成してきました。平成29年度以降、分別方法や収集曜日に変更がないこと、また、不適切な分別が原因の車両火災等の事故が多発していることから、今回は、従前より課題となっていた適正分別の徹底、ごみと資源の発生抑制を促す内容を拡充し、カレンダー部分は切り離して使用できるようにスリム化し、最終ページに掲載しました。

冊子の保管・使用方法等、皆様それぞれかと存じますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

担当 ごみ減量対策課

16 血圧計、体重計の設置について 令和6年3月27日受付

Q 以前、区民センターに血圧計と体重計が設置されていましたが、コロナで撤去されて以降、復活していないと思いますが、なぜでしょうか。血圧計は、図書館にも設置して欲しいです。

A 杉並区では、内臓脂肪症候群対策の一環で「杉並ウェストサイド物語コーナー」として、地域区民センター等に血圧計等を設置してきましたが、機器の老朽化等により事業を廃止しました。

現在、「健康スポット」として区役所のほか区内の各保健センターに、健康情報のパンフレットとともに全自動血圧計を設置しておりますので、お近くの健康スポットをご利用ください。

なお、体組成計や図書館への設置の予定はありませんが、ご意見は今後の施策検討の参考とさせていただきます。

担当 健康推進課

17 地域共同体の成り立ちについて 令和6年3月28日受付

Q 区長の御著書を拝読いたしましたが、ミュニシパリズムという概念で地域共同体を繋げて行くという考え方は素晴らしいと思うものの、各地の地域共同体がそれぞれの様に成り立っているのかが、いまひとつ理解できませんでした。

課題を持った人が参加できる回路を多数用意するのは大切かも知れませんが、それは課題を持った人によるタスクフォースであり、地域共同体とは違うもののように感じられます。なにより、大きな懸念として、「課題を持たない人」はどうなるのでしょうか。

課題を持たない住民、創造性を持たない・あるいは持ちたいとは思っていない住民は相当数存在すると思います。

そうした人々を含めた地域共同体を成り立たせる事に関して、区長がどのようなビジョンを持たれているのか、お聞かせください。

A 区内では「町会・自治会」をはじめ、様々な地域団体が活動しています。

特に「町会・自治会」が、人と人をつながりを通じ、事故や犯罪のない、安心して暮らしやすいまちを目指して、「防災」、「防犯」「美化」などの地域課題解決に向け自主的に行っている活動に対して、様々な支援を行っています。

また、地域には特定の目的をもって活動しているNPO団体やボランティア団体なども存在しており、こうした団体へも、すぎなみ協働プラザやボランティアセンターを通じて活動支援を行っているところです。

こうした地域活動団体の支援に加え、区が進めているキックオフミーティングや参加型予算といった「対話の区政」の取組により、これまで区政に関心のなかった層の区政参画を促していくことで、今後さらに多くの区民が地域の課題に目を向け、それがひいては地域活動の活性化につながることを目指していきます。

担当 地域課